

グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 7 日国都国デ第 3 号
国土交通省 都市局長通知

第 1 条 通則

グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業制度要綱（令和 8 年 4 月 7 日国都国デ第 2 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第 2 条 目的

補助金は、グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業制度要綱（令和 8 年 4 月 7 日国都国デ第 2 号）に基づき実施されるグローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業制度要綱第 2 条第 1 項のグローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するため必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で、補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

第 4 条 補助事業に要する経費

補助事業を実施するために必要な経費は、次に掲げる事業の実施に必要な経費とする。

- 1 我が国の都市開発関連法制度（土地区画整理法、都市再開発法等）を参考に、同様の制度の整備・普及・活用促進に資するもの
- 2 現在又は将来の都市開発における日本の優れたデジタル技術（3D 都市モデル等）や環境に配慮したまちづくり等の普及・活用促進に資するもの

第 5 条 補助金の額

前条に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の2分の1以内の額とする。

第6条 申請手続

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を速やかに大臣に提出しなければならない。

第7条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、様式2により、その旨を申請者である補助事業者に通ずるものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第8条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式3による申出書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出しなければならない。

第9条 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式4による変更申請書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
 - 一 補助金の交付決定額の変更
 - 二 補助事業の内容
 - 三 補助対象経費の配分
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5による申請書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 大臣は、前項の変更等を行った場合は、様式6により補助事業者に通ずるもの

とする。

第 10 条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式 7 により速やかに報告書を、第 6 条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 前項の規定による場合のほか、完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は、様式 8 により報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前 2 項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第 11 条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式 9 による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

第 12 条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

第 13 条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 10 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、この期日によることが困難な特別な事由があるものについては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の 6 月末日までに提出してもさしつかえない。

第 14 条 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式 11 により確定通知書を補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式 12 により命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 15 条 補助事業の是正命令

大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式 13 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 13 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 16 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式 14 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 17 条 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様

式 15 により命ずるものとする。

- 3 大臣は、第 1 項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第 18 条 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付建設省計発第 131 号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日付建設省計発第 7 号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 19 条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第 20 条 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式 17 による申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第 21 条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る成果の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第 22 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式 18 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前

項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 23 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 19 による調書を作成しておかなければならない。

第 24 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式 20 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第 25 条 補助事業者の監督

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。